

平成 26 年 11 月 11 日  
九州電力株式会社

## 川内原子力発電所操業差止訴訟第 7 回口頭弁論について

本日15時から、鹿児島地方裁判所において、川内原子力発電所操業差止訴訟の第 7 回口頭弁論が行われました。

本件は、川内原子力発電所 1・2 号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として平成24年 5 月30日の第 1 次から 6 次にわたり、提訴されたものです。

今回、当社は第 6 次提訴（平成26年 9 月16日）に対する答弁書を提出し、第 1～5 次分の答弁書同様に請求の棄却を求めるとともに、川内原子力発電所は、十分な調査及び検討により、地域特性を十分に把握した上で設備を設けており、また、地震・津波についても、最新の知見を踏まえた評価や対策を講じることにより安全性を確認している旨の主張を行いました。

また、併せて準備書面を提出し、別紙のとおり、新規制基準には合理性があること、川内原子力発電所においては地震に対する安全性が確保されていることを主張しました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上